

一年の初めに終活を 考えてみませんか

弁護士
杉本吉史

1年の始まりにあたり、ご家族で集まれることも多いかと思えます。その際にも、なかなか話合うことが難しいテーマとして、将来の相続のことがあるのではないのでしょうか。

しかし、最近では「終活」ということが頻繁に取り上げられるようになりまし。自分の介護のことや家の身辺整理、ご葬儀やお墓のことなど、自分の人生の終期につき、予めしっかりと考えてご家族に伝えることは、いざという時にご家族が迷うことがないための思いやりです。

終活を進めるにあたって、それを記録しておくためのエンディング（終活）ノートを作られる方も増えています。

そして、終活のうちでも、自分の財産が残ったときに、誰にどのようなことが考慮されることにはなりません。

しかし、それらの制度があっても、どれだけの配分を遺産の中から行うかについて、話し合いができない場合には、家庭裁判所で調停や審判といった手続をしなければ解決することができません。話し合いがうまくいかないために、子どもたちの仲が悪くなってしまう、ということは遺産を残す者としては望むところではないでしょう。

前もって遺言を作っておけば、そのような協議を行う必要を避けることができます。

相続人に行方不明者がいる場合には

また、例えば相続人となる子ども一人の消息が不明である時などでは、相続はどうなるのでしょうか。

相続が開始した後は、亡くなられた方名義の銀行預金からは相続人全員の同意した書類を提出しなければ、お金を払い戻すことはできない

に引き継いでもらうか、ということも重要なことの一つです。このような考えを法的に実現するための方法が「遺言」です。

遺産分割協議とは

では遺言が作成されていなかった場合、相続はどうなるのでしょうか。

そのような場合には、配偶者や子どもたちといった相続人は民法に定められた法定相続分に従って話し合い（遺産分割協議）を行い、遺産を分割することになります。

その場合、複数いる子どもたちの法定相続分は、原則として同じ割合です。

しかし、例えば長年にわたり両親の介護をしてくれた子どもや、そのために協力をしてくれた子どもへの配偶者、これまでに財産を分けてあげていない子ども等に、少しでも多くの遺産を残して、その苦勞に報いたいと考えられることもあるかと

思います。

寄与分、特別寄与分等の制度について

遺言がない場合にも、遺産の維持、増加に貢献をした相続人に、相続分以上の財産を取得させるための制度として、「寄与分」という制度がありますので、相続人間の遺産分割協議にあたって、介護を続けてきた相続人が「寄与分」を主張して、有利な分割を求めることは可能です。また、平成30年の民法改正により、亡くなられた方に無償で療養看護などをし、遺産の維持、増加に貢献をした、相続人以外の親族にも「特別寄与分」として、その寄与に応じた金銭を相続人に請求することができる制度が導入されました。

また、生前に財産の贈与を受けた者がいるのに、そのことを考慮せずに遺産の分配がされると公平を図ることはできませんので、生前に被相続人から贈与を受けた者は特別受益者として扱われ、遺産の分配の際に

考えることが可能になります。

遺言の種類と メリット、デメリット

主に遺言として作成されるものとしては、自筆証書遺言と公正証書遺言があります。

自筆証書遺言は、遺言をする人が遺言の全文、日付、氏名を自署し、押印することなどの方法で作成する遺言です。一人で作ることができますので、費用はかかりませんが、法律に定めた方法で作られていない時には無効なものとして扱われるという危険があります。

一方、公正証書遺言の場合には、専門家である公証人が作成するもので、費用がかかる一方で、形式面から無効となるリスクは回避することができます。

私共の事務所では、皆様が遺言を作成されるにあたってご相談を受け、その希望に合った遺言を作成するサポートを行っています。是非、お気軽にご相談ください。

のが原則です。

平成30年の民法改正で、この点葬儀費用のための払い戻しなど他の相続人の利益を害しないことを条件に、一定額を単独で払い戻すことができますようにしました。

しかし、その子ども以外の相続人だけでは、残りの遺産の分割協議を行うことはできません。相続人が家

